

平成20年12月2日 開会
平成20年12月22日 閉会
(平成20年第4回定例会)

南丹市議会会議録

南丹市議会事務局

南丹市告示第272号

平成20年第4回(12月)南丹市議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年11月25日

南丹市長 佐々木 稔納

記

1. 期 日 平成20年12月2日

2. 場 所 南丹市議会議場

○開会日に応招した議員

| | | |
|---------|-----------|---------|
| 仲 絹 枝 | 大 西 一 三 | 高 野 美 好 |
| 森 為 次 | 川 勝 眞 一 | 末 武 徹 |
| 橋 本 尊 文 | 中 川 幸 朗 | 小 中 昭 |
| 川 勝 儀 昭 | 藤 井 日 出 夫 | 矢 野 康 弘 |
| 森 嘉 三 | 仲 村 学 | 外 田 誠 |
| 中 井 榮 樹 | 西 村 則 夫 | 井 尻 治 |
| 村 田 憲 一 | 松 尾 武 治 | 八 木 眞 |
| 谷 義 治 | 吉 田 繁 治 | 村 田 正 夫 |
| 高 橋 芳 治 | | |

○応招しなかった議員

な し

平成20年第4回(12月)南丹市議会定例会会議録(第1日)

平成20年12月2日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成20年12月2日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第113号から議案第133号まで(提案理由説明)
日程第4 議案第134号から議案第142号まで(提案理由説明)
日程第5 平成20年9月定例会への提出に係る議案第101号から議案第110号まで(委員長報告～表決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第113号 南丹市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について (市長提出)
議案第114号 南丹市特定大規模小売店舗制限地区建築条例の制定について (市長提出)
議案第115号 南丹市個人情報保護条例の一部改正について (市長提出)
議案第116号 南丹市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について (市長提出)
議案第117号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第118号 南丹市移動通信用施設条例の一部改正について (市長提出)
議案第119号 南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第120号 南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第121号 南丹市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第122号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について (市長提出)
議案第123号 南丹市都市公園条例の一部改正について (市長提出)
議案第124号 南丹市上水道事業給水条例の一部改正について (市長提出)

- 議案第125号 南丹市簡易水道事業給水条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第126号 南丹市公共下水道使用料条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第127号 南丹市農業集落排水使用料条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第128号 南丹市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第129号 南丹市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第130号 南丹市道路路線の認定について
(市長提出)
- 議案第131号 南丹市道路路線の認定について
(市長提出)
- 議案第132号 南丹市道路路線の廃止について
(市長提出)
- 議案第133号 平成20年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築工事の協定変更について
(市長提出)
- 日程第4 議案第134号 平成20年度南丹市一般会計補正予算(第3号)
(市長提出)
- 議案第135号 平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(市長提出)
- 議案第136号 平成20年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
(市長提出)
- 議案第137号 平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
(市長提出)
- 議案第138号 平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
(市長提出)
- 議案第139号 平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(市長提出)
- 議案第140号 平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第2号)
(市長提出)
- 議案第141号 平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
(市長提出)
- 議案第142号 平成20年度南丹市上水道事業会計補正予算(第1号)
(市長提出)
- 日程第5 議案第101号 平成19年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)

- 議案第102号 平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第103号 平成19年度南丹市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第104号 平成19年度南丹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第105号 平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第106号 平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第107号 平成19年度南丹市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第108号 平成19年度南丹市商品券事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第109号 平成19年度南丹市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第110号 平成19年度南丹市上水道事業会計決算認定について (市長提出)

出席議員 (25名)

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 仲 絹 枝 | 2番 大 面 一 三 | 3番 高 野 美 好 |
| 4番 森 為 次 | 5番 川 勝 眞 一 | 6番 末 武 徹 |
| 7番 橋 本 尊 文 | 8番 中 川 幸 朗 | 9番 小 中 昭 |
| 11番 川 勝 儀 昭 | 12番 藤 井 日出夫 | 13番 矢 野 康 弘 |
| 14番 森 嘉 三 | 15番 仲 村 学 | 16番 外 田 誠 |
| 17番 中 井 榮 樹 | 18番 面 村 則 夫 | 19番 井 尻 治 |
| 20番 村 田 憲 一 | 21番 松 尾 武 治 | 22番 高 橋 芳 治 |
| 23番 八 木 眞 | 24番 村 田 正 夫 | 25番 谷 義 治 |
| 26番 吉 田 繁 治 | | |

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|---------|---------|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 勝 山 秀 良 | 課 長 補 佐 | 森 雅 克 |
| 主 任 | 西 田 紀 子 | 主 任 | 安 木 裕 一 郎 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------------------|---------|------------------------------|-----------|
| 市 長 | 佐々木 稔 納 | 副 市 長 | 仲 村 脩 |
| 副 市 長 | 岸 上 吉 治 | 教 育 長 | 牧 野 修 |
| 参 与 | 國 府 正 典 | 参 与 | 浅 野 敏 昭 |
| 参 与 | 中 島 三 夫 | 総 務 部 長 | 松 田 清 孝 |
| 企画管理部長 兼人事秘書課長 | 上 原 文 和 | 市 民 部 長 兼 環 境 課 長 | 草 木 太 久 実 |
| 福 祉 部 長 兼福祉事務所長 兼子育て支援課長 | 永 塚 則 昭 | 農 林 商 工 部 長 兼 商 工 観 光 課 長 | 西 岡 克 己 |
| 土 木 建 築 部 長 | 山 内 明 | 上 下 水 道 部 長 | 井 上 修 男 |
| 教 育 次 長 兼教育総務課長 | 東 野 裕 和 | 会 計 管 理 者 | 永 口 茂 治 |

午前10時00分開会

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんです。

ただいまの出席議員は25名であります。

これより、平成20年第4回南丹市議会12月定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告をいたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告が、また同法第199条第9項の規定に基づく財政援助団体監査報告書がまいっており、写しをお手元に配布しておきましたのでお調べおきを願います。また、閉会中の議員派遣の報告をお手元に配布しておきましたのでご覧ください。また、本定例会における理事者出席要求につきましては、お手元配布の文書のとおり要求しておきましたのでご覧おき願います。

以上、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 繁治君） これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、5番、川勝眞一議員、19番、井尻治議員を指名いたします。

よろしく願います。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月22日までの21日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ご異議なしと認めて、さよう決します。

日程第3 議案第113号から議案第133号まで

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第3「議案第113号から議案第133号まで」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成20年第4回南丹市議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。年末という大変ご繁忙の時期、会期中大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それではただ今、上程いただきました議案113号から議案133号の議決を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第113号、南丹市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定につきましては、都市計画法第18条の2に基づき、市の都市計画に関する基本的な方針として、市の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にするとともに、地域別の整備方針などを明らかにし、20年後の市の姿を展望しつつ、おおむね10年間の南丹市の都市づくりの基本的な方針として、南丹市都市計画マスタープランを策定するものとされており、学識経験者、農業・商業関係者などからなる南丹市都市計画マスタープラン策定委員会を立ち上げ、策定に向け検討を進めていただくために本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第114号、南丹市特定大規模小売店舗制限地区建築条例の制定につきましては、亀岡市・南丹市地域の商業ガイドラインが2007年5月に策定され、大規模小売店舗の立地については亀岡市の中心市街地を誘導エリアとし、その他は抑制エリアとして位置づけられたことを受けて、南丹市における大規模集客施設の立地が可能な用途地域であります近隣商業地域と準工業地域全域において、大規模集客施設のうち特定大規模小売店舗について建築の制限を行い、ガイドラインに沿った南丹市のまちづくりを進めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第115号、南丹市個人情報保護条例の一部改正につきましては、統計法

の全部を改正する法律が平成19年5月23日に公布され、平成21年4月1日から全面施行されることに伴い、南丹市個人情報保護条例の関係規定を改正するものであります。なお、統計調査により得た個人情報の取り扱いにつきましては、従来どおり統計法の規定によるものとされております。

次に、議案第116号、南丹市認可地縁団体印鑑条例の一部改正につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の規定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成18年6月2日に公布、平成20年12月1日に施行されたことに伴い、地方自治法施行規則の一部を改正する総務省令が平成20年11月6日に公布され、認可地縁団体にかかる規定の一部が同施行規則の規定の一部を適用することから、関係規定の改正を行うものであります。

次に、議案第117号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、南丹市移動通信用施設を美山地区において、新たに親局1基、子局3基を設置し、併せて施設の名称を統一する改正を行うもの及び公営施設として園部町内林町地内における南丹都市計画公園、南丹市園部内林町1号公園を供用開始することによる改正を行うものであります。

次に、議案第118号、南丹市移動通信用施設条例の一部改正につきましては、議案第117号の説明の際、申し上げましたとおり、南丹市移動通信用施設を美山地区において、新たに親局1基、子局3基を設置し、併せて施設の名称を統一する改正を行うものであります。

次に、議案第119号、南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例の一部改正につきましては、情報通信ネットワーク施設の利用に関し、休止及び復旧の条項を追加し、休止期間やその間の利用料の取扱い等を新たに定めるための改正を行うものであります。

次に、議案第120号、南丹市職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正につきましては、公庫の予算及び決算に関する法律に規定する公庫が政策金融改革に伴う関係法令の整備により、沖縄振興開発金融公庫のみとなりましたが、本市において当公庫との人事交流がないため、関係部分を削除するものであります。

次に、議案第121号、南丹市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正につきましては、独立行政法人国際協力機構法が一部改正されたことにより、同法を引用する関係箇所を改めるものであります。

次に、議案第122号、南丹市国民健康保険条例の一部改正につきましては、平成21年1月1日から産科医療補償制度が創設されることを踏まえ、被保険者等が出産に際して負担する費用が増加する場合が想定されることから、出産育児一時金の支給額35万円を産科医療補償制度の掛金相当額3万円を加算した38万円に改正しようとするものであります。具体的な加算の対象については規則で定めることとしており、改正条例は平成21年1月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第123号、南丹市都市公園条例の一部改正につきましては、議案第117号の説明の際、申し上げましたとおり、園部町内林町地内における南丹市園部内林町1号公園を供用開始することによる改正を行うものであります。

次に、議案第124号、南丹市上水道事業給水条例の一部改正及び議案第125号、南丹市簡易水道事業給水条例の一部改正につきましては、合併後、旧町地域ごとに設定していた給水使用料及びメーター使用料を統一化するため改正しようとするものであります。なお、周知期間を設けるため、条例の施行日を平成21年10月1日とし、また給水使用料の変更を段階的に行う措置として、改正前使用料金と改正後使用料金の差額を平成21年度から毎年4分の1ずつ増額、もしくは減額する調整を行い、平成24年度には完全統一化を図るものとする経過措置を設けております。

次に、議案第126号、南丹市公共下水道使用料条例の一部改正及び議案第127号、南丹市農業集落排水使用料条例の一部改正につきましては、合併後、旧町地域ごとに設定していた下水道使用料を統一化していくため改正しようとするものであります。議案第124号及び125号の上水道・簡易水道の使用料と同様に、周知期間及び使用料の変更を段階的に行う経過措置を設け、平成24年度に完全統一化を図るものとしております。

次に、議案第128号、南丹市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正及び議案第129号、南丹市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正につきましては、下水道事業受益者負担金及び分担金について、現行では旧町の受益者負担金体系を南丹市として引き続き採用してきておりますが、合併協議の際に示されました受益者負担金体系統一の方針に基づき、水道審議会の答申を受け、南丹市下水道受益者負担金及び分担金を統一しようとするものであります。なお、周知期間を設けるため、条例施行日を平成21年10月1日からとしており、また公共下水道受益者負担金に関する経過措置として、計画区域内であるにも関わらず、条例施行日に供用開始されていない区域での供用開始時の加入負担金額につきましては、従前の例によるものとしております。

次に、議案第130号、南丹市道路路線の認定につきましては、道路管理者として京都府が園部町天引地内において施工されている一般国道372号のバイパス工事の本年度完了に伴い、新設国道区間の供用開始に併せて、管理権限を南丹市に移管する必要があることから、事前に旧国道区間の市道認定を行うものであります。

次に、議案第131号、南丹市道路路線の認定につきましては、京都府が美山町荒倉地内において施工されております府道京都広河原美山線バイパス工事の本年度完了に伴い、新設府道区間の供用開始に併せて、管理権限を南丹市に移管する必要があることから、事前に旧府道区間の市道認定を行うものであります。

次に、議案第132号、南丹市道路路線の廃止につきましては、平成17年に廃止された府営住宅二本松団地及び旧園部町時の町営住宅第3二本松団地内に存する道路であ

りますが、公営住宅の廃止により団地内道路としての機能が不要となり、一般交通のように供する必要がなくなったため、今回廃止しようとするものであります。

次に、議案第133号、平成20年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築工事の協定変更につきましては、平成20年6月議会で議決をいただいた本工事の施工について、工事費の確定に伴い協定金額を2億515万8,000円から1億9,731万9,384円に変更しようとするものであります。

以上の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

何とぞご審議をいただき、ご可決、決定賜りますようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第134号から議案第142号まで

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第4「議案第134号から議案第142号まで」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それではただ今、上程いただきました議案第134号から議案第142号までにつきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第134号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第3号）、議案第135号、平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第136号、平成20年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）、議案第137号、平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第138号、平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第139号、平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第140号、平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）、議案第141号、平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、議案第142号、平成20年度南丹市上水道事業会計補正予算（第1号）の9議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,769万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を221億7,668万2,000円にしようとするものでございます。今回の補正につきましては、8月29日に決定されました安心実現のための緊急総合対策に伴い、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金が交付されることとなり、交付対象事業を計画いたしております。全体的には人件費で格差是正に伴います増額や勸奨退職、すなわち定年前早期退職にかかる退職手当組合特別負担金の計上や補助金の交付決定、事業費の確定や精査によるもののほか、原油高騰に伴う燃料費や光熱水費の増額などを中心に計上いたしております。また、南丹・京丹波地区土地開発公社で先行取得いただいております土地等にかかります債務負担行為の期間延長もお願いするものでございます。

主な内容につきまして、予算に関する説明書に沿って歳出からご説明を申し上げます。

総務費では自治大学校へ2ヵ月間職員派遣を行います経費やパートナーシップ推進事業で市民フォーラム開催経費、行政評価推進事業で研修委託料、原油高騰などに伴いますスプリングスひよし施設管理運営費、バス運行事業の生活路線バス維持費補助金などを合わせまして4,833万2,000円を増額いたしております。

民生費におきましては、八木青少年センターの改修経費や国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の各会計への繰出金の減額、母子生活支援施設入所措置費の増額などを合わせまして4,640万7,000円を減額いたしております。

衛生費におきましては、後期高齢者保険事業で75歳以上の方が短期人間ドックを受けられたときの補助金や新型インフルエンザ対策事業で発生に備えて、感染防護の資機材の整備、カンポリサイクルプラザ監視委員会への負担金、美山林健センター診療所の医薬材料費、ごみ袋等購入費や不燃焼物収集処理費の減額など合わせまして1,086万2,000円を減額いたしております。

農林水産業費では、京都府の制度に合わせた原油価格等高騰緊急特別融資対策資金利子補給費補助金や、高病原性鳥インフルエンザ対策事業で感染防護の資機材の整備経費、林業振興費で美山町の間伐材出材奨励補助金、緑の公共事業などの事業費の精査による増減、森林病虫害等駆除事業の委託料などを合わせまして3,196万7,000円を減額いたしております。

商工費におきましては、来年4月から南丹市商工会が市内全域で使用できる商品券発行を予定されており、商品券印刷などの初期準備事業経費への補助金や工場誘致事業奨励金、京都新光悦村企業立地奨励金などを合わせまして3,021万9,000円を増額いたしております。

土木費におきましては、道路橋りょう新設改良事業で八木町の西田池上線の住吉橋が老朽化し、現在通行制限をしており、その測量設計委託料や河川維持事業での府委託金の決定に伴う河川管理作業委託料の増額、都市計画街路事業での事業費の減額と合わせまして5,465万6,000円を減額いたしております。

消防費におきましては、京都中部広域消防組合負担金の減額や新たに冬季の積雪による被害を防止するための住居雪害防止事業補助金、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した災害時応急救急資機材整備事業での消防組織への救助資機材等の整備経費などを合わせまして706万8,000円を増額いたしております。

教育費におきましては、原油価格高騰に伴い、燃料費や電気代等に不足が生じるため、小学校費や中学校費で増額いたしております。また、給食食材費などにつきましても増額いたしております。その他それぞれの事業費の精査などによる増減を合わせまして、47万円を増額しております。

次に、これら歳出を賄う歳入につきまして、主な財源の説明を申し上げます。

市税で法人市民税や固定資産税の土地や償却などで1億1,559万5,000円を増額しております。地方特例交付金では、道路特定財源の暫定税率の失効期間中の減収を埋めるため、新たに地方税等減収補てん臨時交付金が交付されますので555万7,000円を計上いたしております。また、このうちの自動車取得税減収補てん臨時交付金の交付額460万4,000円に合わせまして、同額の自動車取得税交付金を減額いたしております。

普通交付税では、再算定による調整率の変更に伴う増額や地方税等減収補てん臨時交付金の交付に伴う減額などによりまして、1,053万1,000円を増額いたしております。

国庫支出金では、6月に決定されました安心実現のための緊急総合対策に伴う総合対策交付金、すなわち地域活性化・緊急安心実現対策交付金2,994万6,000円や街路事業などの臨時交付金、殿田小学校の改築に関わる安全・安心な学校づくり交付金などを合わせまして1億4,495万2,000円を増額いたしております。

府支出金では、バス運行にかかります市町村運行確保生活路線維持費補助金の増額や、松くい虫防除事業費補助金などの林業関係補助金の増減、統計調査の委託金の増額、府管理河川維持事業委託金の増額など合わせまして2,004万6,000円を減額いたしております。

財産収入では、商工会美山支部の事務所移転に伴います美山文化センターの貸付金の減額や、物品売払収入では、老朽化し更新いたしました市営バス3台と公用車1台をホームページに掲載し、入札者を募集いたしました。その結果、売却ができました303万3,000円などを合わせて242万3,000円を増額いたしております。

寄附金におきましては、ふるさと南丹応援寄附金の募集を10月から始めておりまして、ホームページでもご紹介しておりますけれども6名の方にご寄付をいただいておりますので、242万5,000円を計上するものでございます。

繰入金では、事業費の確定や精査、特別会計への繰出金の減額などに伴いまして、財政調整基金繰入金が1億1,236万円の減額、繰上償還分等を残して減債基金繰入金が3,269万8,000円の減額、スプリングスひよし管理運営基金繰入金2,152万5,000円の増額などを合わせまして、1億6,489万3,000円を減額しております。

諸収入では、雑入で宝くじ市町村振興協会交付金の増額や、汲取り券、ごみ袋等販売代金の減額などを合わせまして、715万7,000円を減額しております。

市債におきましては、和泉振興ゾーン整備事業にかかりますまちづくり整備事業債を1,800万円減額、臨時交付金事業の野条諸畑線及び八木馬路線にかかります道路橋りょう整備事業債を900万円減額、街路事業の上本町佛大線ほか1路線及び栄小山東町線ほか2路線事業にかかります街路整備事業債を1億620万円減額、殿田小学校改築にかかります義務教育施設整備事業債を60万円増額、小・中学校や幼稚園の耐震化

事業にかかります学校施設等整備事業債を450万円減額しており、それぞれ事業費の精査や国・府支出金等の決定などに伴い、合わせまして1億3,970万円を減額いたしております。

次に、第2表、債務負担行為補正につきましては、地域改善地区道路用地取得事業、都市計画事業、用地取得事業、井ノ尻団地移転用地整備事業の3事業にかかります債務負担行為の設定期間が平成20年度で終了いたしますので、期間を平成23年度まで延長をお願いをするものであります。また、それぞれの事業の資金融資債務補償費につきましても同様に期間延長をお願いするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、先ほどの市債でご説明いたしました補正に伴うものでございます。

以上が、一般会計補正予算（第3号）の主な内容であります。

次に、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ647万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を38億2,696万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、出産一時金492万円の減額などをしております。

歳入では、一般会計繰入金483万8,000円の減額と国民健康保険事業基金繰入金164万円の減額をいたしております。

次に、老人保健事業特別会計補正予算第2号につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,875万円を減額し、歳入歳出総額を5億280万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、医療諸費の医療給付費で2億5,000万円の減額などをいたしております。

歳入では、支払基金交付金で1億3,002万6,000円の減額、国庫支出金医療費負担金が8,588万4,000円の減額、一般会計繰入金が2,500万9,000円の減額などをいたしております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,094万7,000円を減額し、歳入歳出総額を29億2,677万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、居宅介護サービス給付費で5,830万円の減額や、施設介護サービス給付費で5,680万円の減額、介護予防サービス給付費で3,350万円の減額などをいたしております。また、財政安定化基金償還金につきましては、旧日吉町と旧美山町で借入し、9年償還で南丹市に引き継がれておりましたが、今年度で残り3年分の繰上償還を行うため、1,666万7,000円の計上などをしております。

歳入では、介護保険料で7,804万1,000円を減額、国庫支出金の介護給付費負担金で3,688万円を減額、調整交付金で4,707万円を増額、支払基金交付金

の介護給付費交付金で6, 156万6, 000円を減額、府支出金の介護給付費負担金で2, 766万8, 000円の減額などをいたしております。

次に、簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ255万6, 000円を追加し、歳入歳出総額を7億6, 440万4, 000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で施設管理費の工事請負費の減額等に伴いまして、簡易水道事業基金積立金で3, 978万5, 000円を計上いたしております。

歳入では、給水分担金で237万3, 000円などを計上いたしております。

次に、下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億77万7, 000円を減額し、歳入歳出総額を30億5, 336万円とするものであります。

主な内容といたしましては、歳出では公共施設管理費で桂川中流流域下水道維持管理費負担金で689万円の増額や、特環施設管理費で1, 064万9, 000円の減額、農排施設管理費で1, 387万3, 000円の減額、公共下水道事業費で事業費の精査などにより7, 280万円の減額などをいたしております。

歳入では、一般会計繰入金で額の補正はございませんが、内訳の変更を行っており、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業への繰入金を減額して、公共下水道事業への繰入金を増額しております。また、下水道債につきましては、流域関連公共下水道事業や資本費平準化債、借換債を合わせまして1億230万円の減額などをいたしております。

次に、土地取得事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出総額に変更はございませんが、債務負担行為の補正をお願いするものであります。

南丹・京丹波地区土地開発公社に依頼し、公共事業用地等の先行取得がされておりますが、設定期間が平成20年度までの事業がありますので、平成23年度まで期間の延長をするとともに、今後の利息等を想定いたしまして限度額の変更をお願いしておる事業もでございます。公共用地先行取得事業につきましては、平成台分譲地に関わるものであります。土地区画整理事業内用地取得事業につきましては、平成台の大区画に係るものであります。工場用地取得事業、木住、胡麻につきましては、日吉町内でございます。住宅用地の先行取得事業につきましては、美山町北地区の土地にかかわるものであります。高齢者生きがいセンター用地取得事業につきましては、美山支所と美山名水の間地点でございます家屋・山林・田などを先行取得し、現時点では佛教大学に貸し付けをしておる状況でございます。現在、南丹市公共財産等の処分等に関する検討委員会におきまして、土地開発公社からの早期買戻し等につきましてはの方針もご協議をいただいております。ほとんどが旧町から引き継がれたものでありますが、早期に解消すべく最重要課題の一つとして取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましてもご理解や、またご指導を賜りますよう、この場をお借りしてよろしくお願

を申し上げます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ358万8,000円を減額し、歳入歳出総額を4億7,860万6,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、歳出の一般管理費で人件費の増額や印刷製本費の減額をいたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額いたしております。

次に、上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算額に39万2,000円を追加いたしまして7億9,084万8,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、収益的支出で浄水場の保守点検業務の減額や薬品代の減額、減価償却費の追加などにより、293万2,000円の減額をいたしており、収益的収入で水道料金の追加や預金利息の追加を計上いたしております。

資本的支出につきましては、千妻曾我谷線の排水設備拡張工事費の追加などで332万4,000円の増額をいたしており、資本的収入で補償工事に伴います工事分担金の減額をいたしております。

以上をもちまして、一般会計及び7特別会計、1企業会計の補正予算の主な内容とさせていただきます。

何とぞご審議をいただき、ご可決決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、議案第134号から議案第142号までの提案理由の説明が終わりました。

日程第5 平成20年9月定例会への提出に係る議案第101号から議案第110号まで

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第5「議案第101号から議案第110号までの南丹市の平成19年度一般会計・特別会計及び企業会計の決算認定について」を議題といたします。

これより決算特別委員長報告を求めます。

八木決算特別委員長。

○決算特別委員長（八木 眞君） 決算特別委員会委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託されました議案第101号から議案第110号まで、平成19年度南丹市一般会計、八つの特別会計、1企業会計決算認定について、審査の経過・概要と結果をご報告いたします。

本委員会は、9月定例会において各決算議案の付託を受け、継続審査を通し、去る10月6日に全体会を開催し、市長をはじめ幹部職員の出席を求め、永口会計管理者から各会計決算の概要説明を受けたのち、10月7日、8日には総務分科会、10日、15日には産業建設分科会、16、17日には厚生分科会を開催し、それぞれ担当部課長の

出席を求め、事務事業の執行状況や財源の確保、会計上の整合性、さらにその行政効果等について、慎重に審査をいたしました。

続いて、10月28日、市長をはじめ理事者、部長の出席を求め、全体会を開催し、各会派からの代表による総括質疑を行い、のち各分科長より審査報告を受けました。その質疑事項の主なものは、次のようなものであります。まず、成果説明書としての事業報告書のあり方について。昨年の機構改革による決算への影響についての明確な把握について。予備費充用の基本的な考え方について。森林整備地域活動支援交付金の活用状況について。単年度会計完結方式の地方自治体会計において多額におよぶ翌年度繰越額の原因と認識について。監査委員の指摘にもある不納欠損について説明が十分であったかどうかについて。監査委員から18年度同様指摘がある補助金の適正化について、説明が十分であったかどうかについて。4町合併時に立てた新市建設計画の見通しより厳しい財政状況になった理由とその責任について。次に、特に国の方針強化である三位一体の改革の決算及び市財政への影響について。税収をはじめとする市収入の確保について。多額の不納欠損処分の基準の要領について。臨時嘱託等非正規職員の現状と対応について。園部農業公社への補助金の支出の適正について。国民健康保険税の負担軽減対策と不納欠損処分の状況について。その国保における滞納世帯の増加に伴う短期保険証、資格証明書等の発行状況について。国保の嘱託職員の状況と増員による成果について。これらに対し、市長から答弁がなされ、新市建設計画を基本とし旧町の独自施策を引き継ぐ形での予算執行と、新たな施策として市全域を網羅するCATV地域情報基盤整備事業の着手を行い、一方では行政改革実施プランや基本構想、基本計画の実施計画の策定を実施し、市域の一体感を早期に醸成するための基盤づくりに努めたなど、細部にわたり詳細な答弁をなされたのをおおむね良とした。

平成19年度は佐々木市政2年目として、三位一体の改革による国庫補助金の見直し、税源移譲を含む税源配分の見直し、新型交付税の導入など厳しい財政状況の中での運営を迫られるなか、事務事業の見直しなどを行い、市域の一体感の早期醸成に向け、着実な事務実行が一応成されたところであると考えます。平成19年度一般会計決算に主な事業は、基本構想、基本計画に関わる実施計画の策定事業、CATV地域情報基盤整備事業、山陰本線複線化整備事業、福祉医療費支給事業、障害者自立支援給付事業、出産・入学祝金事業、すこやか手当・児童手当支給事業、統合による人員増に伴う保育所の改修事業、乳幼児定期予防接種事業、中山間地直接支払事業、森林総合研究所農道整備事業負担金の支出、森林施業効率化の林道・作業道の事業、企業支援事業、観光イベント支援振興事業、船岡園部千妻線・八木野条諸畑線などの道路整備新設改良事業、準用河川板野川改修事業、本町、吉富駅西地区などの土地区画整理事業の計画・進捗・推進、上本町佛大線ほか1線など都市計画街路事業、園部公園など都市計画公園事業、八木地域防災行政無線整備事業、殿田小学校改築事業、小・中学校耐震及び耐力度調査事業等であり、一般会計歳入総額244億2,040万3,408円に対し、歳出総額2

38億2,723万4,756円で、翌年度繰越事業に充当すべき財源1億8,393万5,000円を差し引いた実質収支は、4億923万3,652円となり、基金の取り崩しは行われているものの、一応の黒字決算となっております。

歳入においては、総額で前年度に比べ、2,039万8,317円、0.08%の増収となっております。増収となった科目の主なものは市税5億7,155万6,450円、国庫支出金2億806万1,516円、財産収入1億7,170万4,226円及び繰越金3億6,173万6,695円などであります。一方、減収となった科目の主なものは、地方交付税4億5,320万5,000円、地方譲与税2億4,874万2,070円、府支出金1億7,170万4,226円及び使用料及び手数料1億2,793万9,472円である。歳入のうち自主財源の占める割合が31.93%と前年度比11.98%増加したことは好ましい状況といえるであろう。市税においては、すべての税目で前年度比増となったが、特に市民税2億6,647万4,361円、前年度比20.21%の増、固定資産税2億8,037万2,257円、前年度比12.20%の増が主である。しかし、主たる歳入である府・国からの補助金・交付金獲得に一層の努力を必要とする。市民税は平成19年からの所得税、平成19年度の個人市府民税の税率を変更した国の税源移譲に伴うものである。また、固定資産税は主に新築家屋の増加分、区画整理事業地の宅地化、京都新光悦村などへの企業進出によるものであります。収納率は現年課税分においては前年度比0.17%減の98.52%であり、滞納繰越分においては前年度比7.63%増の20.21%でありました。また、2,742万4,047円の多額の不納欠損処分は、その内訳で競売、破産事件の終結で552件、2,582万2,665円の時効消滅でありました。不納欠損処分においては税負担の公平性、歳入財源の確保を含め、厳正な対応を求めています。

その後、討論に入り、反対討論ののち採決に入りました。採決の結果は、議案第101号、平成19年度南丹市一般会計決算及び議案第102号、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計決算は、賛成多数をもって認定をいたしました。

次に、議案第103号、平成19年度南丹市老人保健事業特別会計決算、議案第104号、平成19年度南丹市介護保険事業特別会計決算、議案第105号、平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計決算、議案第106号、平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計決算、議案第107号、平成19年度南丹市下水道事業特別会計決算、議案第108号、平成19年度南丹市商品券事業特別会計決算、議案第109号、平成19年度南丹市土地取得事業特別会計決算及び議案第110号、平成19年度南丹市上水道事業会計決算の8会計は、いずれも全員の賛成をもって認定を決しました。

以上、一般会計・特別会計及び企業会計決算すべて認定といたしました。審査過程での指摘事項、意見、要望については今後の市政運営の中に十分反映されるよう求めています。特に事業実績報告書においては、昨年の決算特別委員長が報告書にもありましたように、次の点について改善を求めています。まず、歳入においては市税の増減

理由、また市税以外の歳入について、前年との比較による変化・特色を明記し、その対策を講じること。次に歳出においては、重点事業をどのように取り組み、その事業効果についての評価・検証がどうであったか、事業の財源も含め、必ず明記すること。さらに財政健全化に関する法律の施行に伴う各指標が公表されることになっておりますが、厳しいと言われる財政状況を具体的な数値をもって示すことであります。

以上を指摘しておきます。

後になりましたが、委員各位には限られた厳しい審査日程のなか、連日慎重な審査、また円滑な委員会運営にご協力いただき、本委員会の使命が達成できたと考えております。そのことにつきまして、皆様方に心から感謝し、厚く御礼を申し上げ、以上、決算特別委員会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） 以上、決算特別委員長の報告を終わり、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づきまして、順次発言を許します。

まず3番、高野美好議員。

高野議員。

○議員（3番 高野 美好君） 私は日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第101号、平成19年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

平成19年度の会計は、市長就任2年目、佐々木市長としては初めての通年会計でありました。市長は昨年3月議会での施政方針演説で、国・地方とも厳しい財政事情であるが、合併2年目を迎えた本市においては新市建設計画に基づき、交流と連帯により、心ふれあう温もりのあるまちづくり、健康で安心して暮らせるまちづくり、そして、ふるさとに誇りをもち、未来に希望がもてるまちづくりを目指して邁進する決意だと述べられ、総額233億8,200万円の一般会計当初予算を編成をされました。私は、その審議の中で市民の生活を守り、安定をさせるためには、市財政が安定をしていることが必要である。そのためには合併協議会で入念に審議され決定された新市建設計画による財政計画に沿った財政運営に心掛けることが必要であると主張してまいりました。しかし、当初予算は財政計画よりも18億8,200万円多い予算が編成をされ、一年が経過をいたしました。一般会計の歳出決算総額は238億2,700万円と、当初予算よりもさらに4億4,500万円多い決算となったわけであります。工事などの未完成による翌年度への繰越財源1億8,400万円を差し引いた実質収支額は、4億900

万円黒字となっています。しかし、歳入総額には昨年度からの繰越金6億5,800万円が含まれておりますので、それを差し引くと、単年度収支は2億4,900万円の赤字となります。さらに歳入総額に含まれている基金からの取崩金1億3,700万円を差し引き、歳出総額に含まれている起債の繰上償還額や基金への積立金を加算をしますと、実質単年度収支は約6億円の赤字となっています。すなわち南丹市の現金を含む財産が減少をしたということでもあります。合併前に住民に示された財政計画とは何だったのか。合併すれば財政は安定をするという宣伝は、合併を推進するための虚言であったのか。合併協議会で先導役を務めてこられた重鎮ばかりが、南丹市の舵取り役を担っておられるわけでありますので、財政危機に陥っている原因を明らかにされるとともに、その責任をどう考えておられるのか明らかにされることを強く求めたいと考えます。そのことを抜きにして、総合振興計画に掲げられているみんなの笑顔、元気を合わせ、誇りと絆で未来をつくる、市民とともに築くまちづくり、すなわち市民との協働のまちづくりは困難を極めざるを得ないと申し上げざるを得ません。このことは、私が美山のまちづくり運動を通して経験してきた実感として申し上げることでございます。少数野党の意見として聞き逃すことなく、真摯に受け止めていただくよう、市長以下幹部職員にお願いをいたしておきます。

監査委員の審査意見書は本決算について慎重に審査され、南丹市の厳しい財政状況を憂慮されていることが伺えます。もっと率直に、しかも具体的に指摘をしたかったという思いが、この審査意見書の最後の結びに表れていると思いますが、さらに突っ込んで個別の事業について、いくつか指摘しておきます。

まず合併の目玉事業として取り組まれてきました地域情報基盤整備事業が、共聴施設の撤去工事を残して完了いたしました。この事業は山間僻地へもテレビのデジタル放送受信やインターネットのブロードバンド化など、情報の過疎からの脱却を旗印に進められてまいりました。確かにデジタルテレビに買い換えれば、鮮明な画像のテレビを見ることができますし、インターネットも早くつながります。しかし、よくよく考えてみますと、加入負担金を出し、毎月毎月利用料を納めないことには、それはかなわないわけであります。都市部に住んでおれば、加入負担金や利用料を納める必要はありません。八木町では加入率が低いのがその典型的な事例であります。公共事業としての光ファイバー整備事業はNTTなど、民間事業者が採算面から進出しない過疎化の進む地域を抱える市町村に対しての国家戦略として、都市と農村、表日本と裏日本との格差を解消することをうたい文句に進められてまいりました。テレビ受信やインターネットの接続を可能にする仕事は、本来、国や通信事業者がやらなければならない事業であり、個人から負担金や利用料を徴収するというのは本末転倒であります。さらに既設の園部町と新設された他の3町の毎月の利用料が配線の性能が違うだけで、放送内容が同じにもかかわらず差がつけられていることも納得できないことでもあります。年々、高度化、発達していく通信技術の世界にあって、新設された設備や機械もいずれただの箱になってしま

います。これ以上の住民負担を求めないよう、将来のシミュレーションをしっかりとやりながら運営されるよう指摘しております。

次に、企業支援事業、工場誘致事業奨励金について述べます。

この事業は、本市が誘致した進出企業に対して、1年目は工場にかかる固定資産税の全額を奨励金として交付する。2年目からは10%ずつ減額して、5年間にわたって奨励金を交付するという事業です。市長は全国で誘致企業を取り合っている。これぐらいの措置をしないと企業は来てくれない、企業が進出すれば市の活性化に計り知れない効果をもたらすと述べてられました。私は、今年の3月議会一般質問で企業誘致の進出を否定するのではないが、今の破格の優遇奨励金は市財政を潤すことにはならないことを、地方交付税の算定根拠を示して明らかにしてきました。住民の生活を守ることも企業支援を優先をさせるといった逆立ち行政を許すことはできません。この奨励補助金は見直すべきであること指摘をしておきたいと思います。

さらにもう一点、行財政改革、特に人件費にかかわってであります。

財政が厳しいなか、行財政改革大綱を定めるとともに、総合政策課を設置し、行財政計画を着実に推進するとされています。最小の経費で最大の行政効果を追求することは必要なことではありますが、そのことがあまりにも拙速に進められると、住民からの反発を買うこととなります。昨年8月に行われた組織機構の見直しは総合支所としての機能を弱めることになり、ゆるやかな合併を進めるとした合併協定に反するものでありました。また人件費を削減するとして、技能労務職員の採用は今後、行わないなどの措置がとられています。しかし、行政需要は多くなるばかりであります。行政は人が仕事をすることであります。人を減らせば、それだけ住民へのサービスが低下をすることになります。今、南丹市が行っている手法は正職員を減らし、嘱託職員で賄うという手法です。人件費総額は18年度決算に比べて、1,780万円の減額となっておりますが、物件費に分類をされている嘱託職員等の賃金は、逆に4,300万円の増加となっております。すなわち1年契約で、昇給もない嘱託職員を毎年継続して雇用するということになっています。これは今、国内で問題になっているワーキングプアを南丹市が率先してやっている行政ワーキングプア製造機の役割を果たしていることとなります。職員の待遇改善と併せて、早期に是正されるべき課題であることを指摘をしておきます。また、人件費の中には医療・年金等の公費負担金が含まれておりますが、そのなかで京都府内の市町村で構成をされている退職手当組合への負担金ですが、市長を含む常勤特別職と一般職員との掛金率があまりにも違いすぎます。職員の掛金率が毎月1000分の125に対して、特別職は1000分420と、3.3倍の負担金を納めております。その結果、市長に払われる退職金は、任期4年ごとに南丹市長では約1,800万円支払われると聞いております。職員は25年間勤めてもそれだけにはならないと思います。人件費を削減するというのであれば、市長の特別職の退職金にもメスを入れるべきであります。

いずれにいたしましても、市民福祉の向上をより進めることが新南丹市に求められる最大の課題であります。合併によって地域の発展はゆるぎないものになると信じてきた人たちの思いまでも裏切ってはなりません。本決算は、その点から見ても落第点をつけなければならない決算であります。

以上、平成19年度一般会計歳入歳出決算について、認定反対の立場を表明し、議員諸侯の懸命なるご判断をお願いして討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） 続きまして、1番、仲絹枝議員。

仲議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 私は日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第102号、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

平成19年度の国民健康保険の加入状況は、7,481世帯で世帯数の約6割、被保険者数は1万4,287人で人口の約4割と、ほぼ18年度と同じような状況となっております。決算額を見てみますと、歳入において、国庫支出金については18年度が約10億5,400万円だったのに対し、19年度は9億6,900万円で8,500万円減少しております。また療養給付金等交付金も昨年度は7億1,300万円だったものが、6億7,100万円となり、4,200万円の減少で、合わせると1億2,700万円も国からお金が入ってこなかったということになります。本来、国民健康保険は国の責任で国民に医療を保障する制度でございます。ところが、国からの負担を大幅に削減してきたことで、自治体の国保財政は大変厳しい状況におかれ、保険税の値上げをすることで国保事業を行っていくこととなります。保険税については19年度の当初予算の提案のときに、南丹市国民健康保険税条例のもとで資産割をなくし、所得割が2%近く上がったことで住民には負担増になることで、保険税が払えなくなる人が出てくるのではないかと、私たち議員団は反対してまいりました。国民健康保険税の収入状況を見てみますと、18年度が9億7,700万円だったのに対し、19年度は9億5,000万円となっており、2,700万円減少しております。保険税の軽減世帯の状況が、7割軽減が平成18年度は2,508世帯だったものが、19年度は2,600世帯に、また5割軽減も18年度は370世帯だったものが、19年度は393世帯といずれも増加しており、南丹市において低所得者が多いことが伺えます。保険税の滞納世帯への短期証の交付状況については、18年度が363世帯に対して、19年度は491世帯とかなり増加しております。近隣自治体では資格証明書が交付されるなかで、南丹市は短期証で対応しておりますが、これは資格証明書の予備軍にすぎません。全国的に見ても保険証がなくて病院にも行けず、病気が重篤化したというような事例がニュースに取り上げられるほど、保険証の取り上げは社会問題になっております。生活が大変ななかで保険税が払いたくても払えない人の保険証の取り上げだけはあってはなりません。1

9年度の繰入金の状況は一般会計から2億4,300万円を、また基金からは1億8,500万円と合計で4億2,800万円を国保会計に繰り入れています。18年度は2億5,100万円の繰り入れで、比較してみますと、1.7倍にもなっております。繰入れだけでは根本的な問題解決にはなりません。国の負担を増やすよう、市としても国に対して働きかけていくべきと考えます。国民健康保険は高齢者や低所得者を対象にした医療保険制度であり、誰でも払える保険税にすることや、住民がいつでも安心して必要な医療を受けられる制度でなければならないと思います。

最後に不納欠損額について、18年度が110万円だったのに対し、19年度が4,600万円と大幅に増えていることを決算特別委員会の総括質疑の中で同僚議員が取り上げてまいりましたが、そのときの答弁は収納率向上対策検討委員会で協議して処分したということでした。不納欠損処分については、負担の公平性や歳入の確保という点で影響が大きく、慎重かつ厳正な事務処理が必要である。不納欠損処分にあたっては安易な時効による不納欠損をせず、納付義務者に対し計画的な取り組みを行い、適正で的確な徴収努力を求めると監査委員からの指摘がありました。19年度の処分は、18年度にできなかったことを一気にしたという印象を受けざるを得ません。税の公平性の観点から、今後は収納率向上対策検討委員会での協議や対応を明確にし、徴収努力をされるよう一言申し添え、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論といたします。

議員の皆様の懸命なご判断をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） ほかに、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

まず、議案第101号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。

よって、本案、委員長の報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（吉田 繁治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第102号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。

よって、本案、委員長の報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（吉田 繁治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第103号から議案第110号までの決算認定8件を一括して、起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、原案認定であります。

よって、本案、委員長の報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（吉田 繁治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

○議長（吉田 繁治君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は12月8日午前10時より再開して、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さんでした。

午前11時19分散会
